

令和8年度 建設業の魅力発信（広告配信等）業務委託

仕様書

1 業務名及び適用範囲

令和8年度 建設業の魅力発信（広告配信等）業務委託（以下、「本業務」という。）

本仕様書は三重県が業務受注者に委託して実施する本業務に適用する。

2 本業務の目的

県内の建設業就業者数は過去15年で27%減少しており、また就業者数の3割弱が60歳以上となるなど、建設業の担い手不足が顕在化している状況である。

しかしながら、豪雨などの自然災害は激甚化してきており、地域の守り手である建設業の担い手確保は喫緊の課題である。

三重県における建設業の担い手確保に向け、対象とする若年層とその保護者（以下「対象者」という。）の認知拡大を目的として広告配信等を実施する。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

4 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

（1）業務計画の立案

ア 概要

委託期間内において、対象者へ効果的に配信できる期間、間隔などを整理した業務計画を立案し、提案すること。

イ 留意点等

- ・提案に際しては、類似の実績や各種データなどを参考に、その計画が効果的であると判断して立案した根拠を整理すること。
- ・提案する業務計画については、発注者の確認を受け、承諾を得ること。
- ・一定期間経過した結果などをもとに、必要に応じて業務計画の見直しを行うこと。なお、業務計画を変更する場合は発注者の確認を受け、承諾を得ること。
- ・発注者から業務計画の見直し依頼があった場合、可能な限りこれに応じること。

- ・業務計画の見直しについては、その内容、回数等に関わらず、変更協議の対象としない。

(2) プロモーション業務

① 広告配信（1回目）

ア 概要

別表1のとおり広告を配信すること。ただし、「(1) 業務計画の立案」により作成した業務計画に基づき、必要に応じて変更するものとする。なお、この変更に伴う広告配信料等の変更については、変更協議の対象とする。

別表 1

配信媒体	TikTok
配信エリア	三重県内全域
配信期間	契約締結の日～令和8年11月3日（火）のうち1週間
広告タイプ	インフィード広告
目標インプレッション数	170,000回以上（1回目の全期間・全動画の合計）
目標クリック数	1,400回以上（1回目の全期間・全動画の合計）
使用する元動画	発注者が別途指定する動画（縦型動画・60秒～90秒・3パターン程度）
リンク先	発注者が別途指定する公式HP等
広告配信料	合計 10万円
ターゲットの設定	三重県内／13歳～17歳

イ 留意点等

- ・広告配信は別途指定する公式アカウントにより行うこと。
- ・令和8年11月3日（火）に開催予定の「みえ建設ものづくりフェスタ」に関する広告配信を予定している。
- ・広告に使用する動画は、発注者が制作するものとする。
- ・動画制作に際して、設定するターゲットの目に留まりやすい仕掛け、構成、構図などを提案すること。（3パターン分）
- ・ターゲットの属性、広告を配信する目的等の設定内容について、広告配信開始までに必ず発注者の確認を受け、了解を得ること。なお、広告を配信する目的等の設定はフォロワー数増加、視聴数増加、Webサイト閲覧数増加等を総合的に判断して最も効果的な設定とすること。

② タレント等と連携したプロモーション

ア 概要

対象者の中でも、特に中学生や高校生に人気があるインフルエンサー、タレント等（以下「タレント等」という。）を起用し、以下のプロモーションを行う。

1. タレント等が運営する SNS（フォロワー数 10 万人以上）での情報発信
投稿回数：2 回以上

投稿時期：

- 1) 令和 8 年 11 月 3 日（火）までに 1 回以上
- 2) 令和 8 年 11 月 30 日（月）までに 1 回以上

投稿内容：

- 1) 令和 8 年 11 月 3 日（火）に開催予定の「みえ建設ものづくりフェスタ」に来場すること、イベントの見どころなど
- 2) 「みえ建設ものづくりフェスタ」に来場したこと、感想など

2. タレント等の来場

日程：令和 8 年 11 月 3 日（火）10:00～16:00 のうち 2 時間程度（※）

※滞在時間は企画内容により調整できるものとする。

場所：メッセウイング NHW 展示室内

内容例（※）：

- 1) ステージイベント（午前、午後それぞれ 30 分以内）、出展ブースの体験、写真会、その他イベント来場者が楽しめる企画

イ 留意点等

- ・起用するタレント等の人数は 1 人以上とする。
- ・起用するタレント等が企画に関する投稿等を行う場合、必ず発注者の確認を受けること。なお、この確認において発注者から再編集の依頼があった場合、可能な限りこれに応じること。また、投稿等を行った後、特別な事情により発注者から削除、再編集等の依頼があった場合は必ず指示に従うこと。
- ・企画の一環として起用するタレント等が実施した投稿等は、その投稿等を行ったアカウントが有効である限り削除、非公開等を行わないこと。ただし、特別の理由があり、発注者がこれを認めた場合はこの限りではない。
- ・旅費等、企画の実施に必要な費用については、その支払い等を含めた一切の手続きを受注者において実施すること。
- ・起用するタレント等について、過去に公序良俗に反する行為を行っていないことを可能な限り情報収集し、確認すること。また起用後に判明、もしくは

発生した場合、速やかに発注者に報告すること。この場合、同等の影響力を持つ別のタレント等を複数人提案のうえ発注者と協議し、起用することを原則とする。ただし、別のタレント等を起用できない場合は発注者と協議すること。

- ・ステージの設営、イベントの進行、MC 等は令和 8 年度みえ建設体験フェスタ（仮称）運営等業務委託（以下、「別途運営業務」という。）により行うものとし、本業務には見込まないものとする。ただし、起用するタレント等や企画する内容により特殊な資機材等が必要となる場合は、その部分の設置、撤去等の一連について本業務の受注者が手配するものとする。
- ・企画の実行に必要な台本等は本業務の受注者が作成するものとし、台本等の作成、実行に際しては発注者及び別途運営業務受注者と調整すること。
- ・タレント等の企画が安全に行えるよう、発注者及び別途運営業務受注者と事前に十分な調整を行うこと。また、実施する企画内容に応じて安全設備等が必要となる場合は、その部分の設置、撤去等の一連について本業務の受注者が手配するものとする。

③ 広告配信（2回目）

別表 2 のとおり広告を配信すること。ただし、「(1) 業務計画の立案」により作成した業務計画に基づき、必要に応じて変更するものとする。なお、この変更に伴う広告配信料等の変更については、変更協議の対象とする。

別表 2

配信媒体	Youtube	TikTok
配信エリア	三重県内全域	
配信期間	委託期間内のうち 1 週間	
広告タイプ	インストリーム広告	インフィード広告
目標インプレッション数	180,000 回以上（2 回目の全期間・全動画の合計）	
目標クリック数	800 回以上（2 回目の全期間・全動画の合計）	
使用する元動画 （いずれかもしくは両方）	① https://youtu.be/mF5y6HDSgw4?si=GmamgXHvkM_jaEhd ② https://youtube.com/shorts/7naYdNKEXQE?si=8ycTu_rt8FyM10wU	
リンク先	発注者が別途指定する公式 HP 等	
広告配信料	合計 10 万円	
ターゲットの設定	三重県内／13 歳～18 歳，46 歳～52 歳 ※各媒体において可能な範囲で設定するものとする。	

イ 留意点等

- ・ 広告配信は別途指定する、三重県 県土整備部 公共事業運営課の公式アカウントにより行うこと。
- ・ 使用する元動画について、対象者に対してより効果的に発信できる編集等があれば提案すること。
- ・ ターゲットの属性、広告を配信する目的等の設定内容について、広告配信開始までに必ず発注者の確認を受け、了解を得ること。なお、広告を配信する目的等の設定はフォロワー数増加、視聴数増加、Web サイト閲覧数増加等を総合的に判断して最も効果的な設定とすること。
- ・ 原則、両媒体で広告配信を行うこと。ただし、いずれかの媒体のみ、もしくは別の媒体で配信することが効果的であると発注者が認める場合は、別途協議により変更可能とする。なお、配信媒体ごとの広告配信料の内訳は問わない。

(3) 効果検証、取りまとめ

ア 概要

「(2) プロモーション業務」を実施した結果や他の事例との比較などにより、本業務について効果検証、取りまとめを行うこと。特に、以下の点について効果検証を行うこと。

- ・ 広告配信に使用する元動画（別表 1、2 参照）の再生回数
- ・ 公式 SNS（Instagram、YouTube、TikTok）のフォロワー数（チャンネル登録者数）

イ 留意点等

- ・ 検証に必要となるデータについて、発注者が提供する必要があるものについては、そのデータを特定し、発注者に提供を依頼すること。

5 成果品の提出

本業務の成果品については、以下のとおりとする。

(1) 報告書（電子データ及び印刷物 1 部）

ア 記載事項

- ・ 「(1) 業務計画の立案」において作成した資料一式
- ・ 「(2) プロモーション業務」において作成した資料一式及び履行状況を確認できる資料
- ・ 「(3) 効果検証、取りまとめ」において作成した資料一式

イ 留意点等

- ・電子データの提出は USB 等の記録媒体によるものとする。
- ・成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合、その出典名など情報の特定に必要な事項を明記し、成果品に含めること。
- ・印刷物は A4 版簡易ファイルに綴じ、本業務の委託及び完成年度、業務名、受発注者名を明記すること。インデックス等により見やすく整理すること。

(2) 制作したコンテンツ

本業務において制作したコンテンツ（写真、画像、動画等）について、原則全て成果品に含めること。ただし、一部コンテンツについて、二次利用が認められないなどの特別な理由がある場合は別途協議により除外できるものとする。

(3) 納品期限 令和9年3月25日（木）

(4) 提出先 三重県 県土整備部 公共事業運営課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受注者の責任において補修等を行うものとする。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を発注者と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、発注者から求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は発注者と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議の上、対処するものとする。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に発注者の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて発注者が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint・Word・Excel形式など、発注者において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び別記 1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受注者に帰属するものとするが、発注者が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受注者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受注者以外の第三者に帰属している場合は、受注者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受注者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作

物については、受注者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受注者は、上記イ又はウに基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受注者が営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により発注者に届けるものとし、発注者は業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 発注者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、発注者が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下、「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして発注者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下、「紛争」という。）がなされ、発注者から受注者へ処理の要請があった場合、受注者は発注者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受注者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、発注者は当該第三者との紛争を受注者が処理するために必要な権限を受注者に委任するとともに、必要な協力を受注者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、発注者・受注者協議の上、受注者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(a) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(b) 発注者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前 2 項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) その他留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

- イ 受注者は、業務の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けた場合の措置は別記2のとおりとする。
- ウ 受注者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- エ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、すべて受注者の負担とし、紛争が生じた場合、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

別記 1

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は発注者を、「乙」は受注者をいう。

(基本的事項)

第 1 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第 2 条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第 3 条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第 4 条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第 5 条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第 6 条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地
 受託者 氏名又は商号
 代表者氏名

令和8年度 建設業の魅力発信（広告配信等）業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

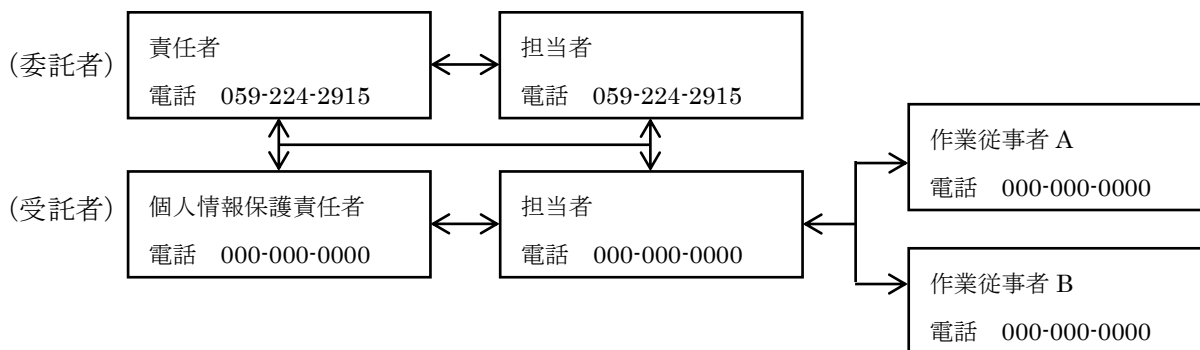
1 管理体制、作業従事者等に関する事項

個人情報保護責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
作業従事者への周知方法	(具体的に記入)	

2 個人情報の保管、管理に関する事項

作業方法	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入)

3 事故等発生時の連絡体制



別記 2

「暴力団等の排除に関する特記事項」

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条第2項の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。